

岡山県社会福祉士会

福祉サービス第三者評価事業 基本理念および評価実施手法に関する規程

(基本理念)

第1条 岡山県社会福祉士会(以下、「本会」という。)は、「岡山県福祉サービス第三者評価事業推進要綱」「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」「岡山県福祉サービス第三者評価結果公表要項」に基づき、福祉サービス事業者が提供する福祉サービスの質を、公正・中立な立場から専門的・客観的に評価を行うことにより、サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを通じ、県民福祉の向上に貢献する。

(評価方針)

第2条 本会が福祉サービス第三者評価を行うにあたっての評価方針は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する。
- (2) 評価は、ランク付けや不備の指摘を行うものでなく、福祉サービス事業者(以下「受審事業所」という。)自らのサービスの質の向上を支援するために行う取り組みとする。

(評価対象)

第3条 本会が行う第三者評価の対象福祉サービスは、以下の通りとする。

(1)障害分野

肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者福祉工場、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、重症心身障害児施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設

(2)高齢分野

特別養護老人ホーム

(3)児童分野

児童養護施設、保育所

(契約)

第4条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第3条の規定に基づき、受審を希望する福祉サービス事業者に対して、予め評価方法、料金、評価基準、調査者の経歴・資格、評価結果の取扱い等の重要事項の説明をした上で、第三者評価実施に関する契約を締結する。

(関係者への説明)

第5条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第4条の規定に基づき、事前に受審事業所を訪問し、サービス評価の趣旨および評価方法等の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及びその家族等への説明会も実施する。

(評価基準)

第6条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第5条の規定に基づき、県の定める評価基準により評価を実施する。なお、受審事業所との協議により独自の評価項目を付け加える場合がある。

(書面調査【事業者自己評価】)

第7条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第6条の規定に基づき、受審事業所に対して、事前に「事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」の提出を求め、その内容について事前点検を行う。また、事前に提出された「福祉サービス第三者評価基準」に基づく、自己評価結果票について十分な検討・分析を行う。

(利用者調査【利用者の意向の把握調査】)

第8条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第6条の規定に基づき、利用者本人やその家族へ

の調査(アンケート)を行い、その意向を把握する。ただし、利用者アンケート実施が困難な場合は、事前に受審事業所と協議の上、別途調査方法を定めたくえで実施する。

(訪問調査)

第9条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第6条の規定に基づき、書面調査及び利用者調査の集計分析結果を踏まえ、訪問調査により「評価基準項目」に沿って運営やサービスの実施状況を把握する。なお、1件の評価事業について、評価調査者2名以上による訪問調査を実施する。

(評価の決定)

第10条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第7条の規定に基づき、評価を決定する。

2 評価結果は、外部委員を加えた第三者評価委員会で審査の上、合議により決定する。

(評価結果の報告および公表)

第11条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第7条の規定に基づき、評価結果を作成し、受審事業所と確認を行うものとする。また評価結果の公表に関する同意を得る。

2 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第8条の規定に基づき、受信事業所に確認を行った後に、岡山県に評価結果の報告を行う。

3 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第9条の規定及び「岡山県福祉サービス第三者評価結果公表要領」に基づき、受信事業者の同意を得た評価結果に関して公表を行う。

4 本会は、受審事業所との協議により、独自の評価結果の公表を行う場合がある。

(受審証明書の交付)

第12条 本会は、「岡山県福祉サービス第三者評価実施要領」第10条の規定に基づき、受審事業者が全ての評価結果の公表について同意した場合には、「岡山県福祉サービス第三者評価受審証明書」を受審事業所に交付する。

(評価調査者)

第13条 本会は、本事業を実施するために次の各号を満たす者を評価調査者として委嘱する。

(1) 評価調査者は、本会会員であり、かつ「岡山県福祉サービス第三者評価機関認証実施要項」第2条に定める者とする。

(2) 評価調査者の任期は、委嘱を行った日から3年間とする。なお、重任を妨げない。

(3) 本会は、評価調査者の力量向上のための研修を実施する。

(守秘義務・情報の管理)

第14条 本会は、本会「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」により、本事業の実施に係る評価調査者及び事務局職員が、職務上知りえた秘密を漏らさないよう必要な措置を講じる。

(苦情解決)

第15条 本会は、次に掲げる苦情について、本会「苦情解決規定」および別に定める苦情解決体制の下で適切な対応を図る。

(1) 本会と委託契約を交わした受審事業所が契約期間中に申し出た苦情

(2) 事業所の利用者または家族が契約期間中に申し出た苦情

(その他)

第16条 この規程に定めるものの他、本事業の実施に必要な事業を実施する。

(事務局)

第17条 本事業の事務は、本会「第三者評価事業委員会」で所掌する。

2 本会は、本事業に必要な職員を配置する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。